

函 市 国

令和6年(2024年)9月25日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

後期高齢者医療保険料還付予定額の通知誤りについて

(国保年金課)

電話 21-3146

後期高齢者医療保険料還付予定額の通知誤りについて

本市が後期高齢者医療制度加入者から特別徴収している保険料の還付について、誤った還付予定額を記載した通知を送付していたことが判明した。

1 概要

本市が後期高齢者医療制度加入者から、年6回の年金受給時に特別徴収している保険料については、4月（1期）、6月（2期）および8月（3期）は、前年の所得確定時期の関係で仮算定保険料で徴収している。

この3期分までの保険料が前年の所得確定後の年間保険料を上回っている場合、還付金が発生することとなり、対象者に対し、令和6年9月18日（水）に還付通知を発送したところである。

9月20日（金）に加入者から金額が違うのではないかとの電話連絡があり、調査したところ、還付予定額ではなく、調定保険料額を誤記載したことが判明したものである。

なお、当該還付金については、対象者に受取方法を確認したうえで、当初の予定どおり2～3か月後に支払う予定である。

2 対象者数

327名

3 原因

還付通知の還付予定額については、システムから出力されたデータを手作業で個人あての通知に反映させているが、還付額ではない他のデータを誤って反映させ、加えて、担当者のみの確認で還付通知を作成していたことが今回の誤りの原因である。

4 市の対応

対象者全員に対し、9月20日（金）以降に電話で経緯を説明し、謝罪したうえで、9月24日（火）に謝罪文書とともに正しい還付予定額を記載した通知を発送した。

5 再発防止策

正確な事務作業と複数人による確認作業を徹底する。